

## ハラスメント防止に関する基本方針

公益社団法人松阪地区医師会は、令和8年10月1日施行の「ハラスメント防止規程（改定）」に基づき、すべての職員が尊厳をもって働くことができる職場環境を確保するため、以下のとおりハラスメント防止に関する基本方針を定め、公表します。

### 1 基本的な考え方

当会は、以下のすべてのハラスメント行為を断じて容認しません。

セクシュアルハラスメント

パワーハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

求職者・応募者に対するハラスメント

その他、職員の人格・尊厳を侵害し、就業環境を害する一切の言動

ハラスメントは、職員の心身の健康を損ない、組織運営にも重大な影響を及ぼす問題であり、当会は組織として防止と適切な対応に取り組めます。

### 2 当会の取り組み

当会は、次の取り組みを継続的に実施します。

ハラスメント行為を一切容認しない旨の方針を明確にし、職員に周知する  
相談窓口を設置し、相談者のプライバシーを保護しながら適切に対応する  
相談・報告を理由とする不利益取扱いを禁止する

事実確認を迅速かつ公正に行い、必要な措置（指導、配置転換、制裁処分等）を講じる

再発防止のための研修・啓発活動を継続的に実施する

### 3 相談体制

ハラスメントに関する相談は、所属長およびハラスメント相談窓口が受け付けます。

相談者のプライバシーは厳格に保護され、相談したことを理由とする不利益取扱いは一切ありません。

### 4 事案発生時の対応

ハラスメントの申出があった場合、当会は次の対応を行います。

相談者の心身の状況に配慮しながら事実関係を確認する  
必要に応じて、担当者変更・引き離し・メンタルヘルス支援等の措置を講じる  
重大事案については、ハラスメント委員会において対応方針・再発防止策  
を協議する。行為者に対しては、就業規則等に基づき適切な措置を講じる

#### 5 職員の皆様・利用者の皆様へ

当会は、すべての職員が互いを尊重し、安全で働きやすい職場環境を維持することを最重要と考えています。

また、利用者の皆様におかれましても、円滑で適正なサービス提供のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人 松阪地区医師会